明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政令〕
○飲食業消費喚起事業給付金の支払の臨時特例に関する政令（一三九）　二
〔告示〕
○原動機を用いる車椅子の型式認定番号を指定した件（国家公安委一一）　二
○駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件（同一一二）　三
○普通自転車の型式認定番号を指定した件（同一一三）　三
○電子記録債権法第七十二条第一項の規定に基づく届出により、本店の所在地を変更した件（金融庁・法務二）　四
○山村振興法に基づく産業振興施策促進事項について同意した件（総務・農林水産・国土交通一五）　四
○日本国に帰化を許可する件（法務六八）　四
○再評価を受けるべき農薬の範囲を指定した件（農林水産五〇九）　五
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通三四一～三四四）　五
○日本小型船舶検査機構から小型船舶検査事務等を行う事務所の管轄区域の変更の届出があった件（同三四五）　六
○道路に関する件（関東地方整備局一九〇）　七
○球磨川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件（九州地方整備局六八）　七
〔国会事項〕
○道路に関する件（北海道開発局九二）　七
〔人事異動〕
警察庁　長野県　岐阜県　大阪府　愛媛県　八
〔叙位・叙勲〕　八
〔官庁報告〕
官庁事項　八
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）　八
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　九
〔公告〕
諸事項　九
官庁
建設業の許可の取消処分関係　三
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、特別清算、再生関係　九
会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇飲食業消費喚起事業給付金の支払の臨時特例に関する政令（政令第一三九号）（財務省）

1　飲食業消費喚起事業給付金について、その申請者が農林水産大臣から指定を受けた者に当該給付金を受領する権限を付与した場合に限り、当該指定を受けた者に対し、概算払をすることができることとした。

2　概算払をしようとするときは、農林水産大臣は、あらかじめ財務大臣に協議しなければならないこととした。

3　この政令は、公布の日から施行することとした。